

○経済産業省令第七十号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十六条の二第一項及び第二項第三号の規定に基づき、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月三十一日

経済産業大臣 西村 康稔

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次	改正後
目次	改正前

---

第一章・第二章 [略]

第三章 ガス導管事業

第一節 一般ガス導管事業

第一款 [略]

第二款 業務（第六十四条―第八十八条の

三）

第三款 [略]

第二節・第三節 [略]

第四章～第八章 [略]

附則

第八十八条 [略]

---

第一章・第二章 [略]

第三章 ガス導管事業

第一節 一般ガス導管事業

第一款 [略]

第二款 業務（第六十四条―第八十八条）

第三款 [略]

第二節・第三節 [略]

第四章～第八章 [略]

附則

第八十八条 [略]

---

(災害時連携計画の届出)

第八十八条の二 法第五十六条の二第一項前段の

規定による災害時連携計画の届出をしようとする

者は、様式第六十一の二の災害時連携計画届

出書を提出しなければならない。

2 法第五十六条の二第一項後段の規定による災

害時連携計画の変更の届出をしようとする者は

、変更後遅滞なく、様式第六十一の三の災害時

連携計画変更届出書を提出しなければならない

い。

(災害時連携計画の記載事項)

第八十八条の三 法第五十六条の二第二項第三号

〔新設〕

〔新設〕

の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 復旧方法等の共通化に関する事項
- 二 災害時における復旧に必要な情報の共有方法に関する事項
- 三 一般ガス導管事業者による移動式ガス発生設備の派遣及び運用に関する事項
- 四 地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 五 共同訓練に関する事項

第三款 「略」

第三款 「略」

備考 表中の「」は注記である。

様式第六十一の次に次の二様式を加える。

災害時連携計画届出書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

ガス事業法第 56 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり災害時連携計画を届け出ます。

1 一般ガス導管事業者相互の連絡に関する事項

○一般ガス導管事業者相互の連絡に関する事項及び被災事業者の対応方針

--

- 備考 1 事業者間の連絡体制について記載すること。  
2 被災事業者から他の事業者に対する応援要請の考え方並びにその範囲及び業務の内容について記載すること。  
3 被害状況の把握といった非常災害時対応における体制整備について記載すること。

2 一般ガス導管事業者による従業者の派遣及び運用に関する事項

○一般ガス導管事業者による従業者に関する事項及び応援体制の方針

--

- 備考 1 応援要請が予測される場合の準備体制について記載すること。  
2 応援事業者の安全管理及び健康管理について、労働災害防止の観点から記載すること。

3 復旧方法等の共通化に関する事項

○復旧方法等の共通化の実施内容

--

- 備考 1 復旧に必要な特殊工具及び資機材の保有状況の共有方法について記載するとともに、移動式ガス発生設備による一時的な供給の手順について記載すること。  
2 早期に供給を再開するための復旧手順について記載すること。

4 災害時における復旧に必要な情報の共有方法に関する事項

○復旧に必要な情報の共有方法

備考 復旧状況の迅速な把握に関するシステム等について記載すること。

5 一般ガス導管事業者による移動式ガス発生設備の派遣及び運用に関する事項

○一般ガス導管事業者による移動式ガス発生設備の派遣及び運用・管理手法

備考 1 移動式ガス発生設備による一時的な供給の対象の考え方並びにこれを踏まえた移動式ガス発生設備の派遣及び運用・管理手法について記載すること。  
2 移動式ガス発生設備の保有台数等を把握するためのシステム等について記載すること。

6 地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

○本届出書の計画が対象とする地方公共団体その他の関係機関との連携に関する実施内容

備考 災害復旧作業に関して、地方公共団体、消防及び警察との連携について記載すること。

7 本届出書の計画を実施するための共同訓練に関する事項

○本届出書の計画の共同訓練の実施内容

備考 非常災害時における連携の円滑化を図るための共同訓練の内容について記載すること。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 必要に応じて、詳細資料を添付すること。  
3 手順書、方針、リスト及び様式等を引用する場合は、名称を記載するとともに、内容に変更があったときは、適時情報提供すること。

災害時連携計画変更届出書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

ガス事業法第 56 条の 2 第 1 項前段の規定による災害時連携計画を変更したので、ガス事業法第 56 条の 2 第 1 項後段の規定により届け出ます。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
2 必要に応じて、詳細資料を添付すること。

## 附 則

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。